

## 第5章 資料編

### 1 大統領選挙の主な過程

| 日 時               | 主 な 内 容                                                                                                                    |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997 年<br>1 月 7 日 | 金泳三大統領年頭記者会見（大統領選候補は適切な時期に全党大会を通じて決定、党大会で総裁としての明確な立場を示す）                                                                   |
| 24 日              | 第 14 位の財閥「韓宝」系列の韓宝鉄鋼が倒産し、同グループに対する不正巨額融資が政界を含む問題にまで発展し、韓国社会は大きく揺れ動く                                                        |
| 2 月 6 日           | 韓国最高検、金泳三大統領の側近ら聴取へ（「韓宝」疑惑が政界に波紋）                                                                                          |
| 11 日              | 「韓宝」疑惑で与党議員 2 人から聴取、政権中枢にメス                                                                                                |
| 21 日              | 「韓宝」グループの金融疑惑で金大統領の次男賢哲氏が召喚聴取へ                                                                                             |
| 25 日              | 金泳三大統領国民向け談話発表（韓宝事件で側近ら逮捕、金大統領が謝罪、次男を謹慎処分に、与党・新韓国党の大統領候補の選出には透明で、民主的で公正な党内選挙を約束）                                           |
| 3 月 5 日           | 金泳三大統領、政権弱体化の危機局面打開へ内閣改造（首相高建氏など）                                                                                          |
| 11 日              | 与党・新韓国党の重鎮で、次期大統領選挙の有力候補、崔炯佑党顧問が脳卒中で倒れる<br>与党・新韓国党の李洪九代表が大統領選候補選び（党内選挙）に出馬                                                 |
| 13 日              | 金大統領、与党・新韓国党の新しい代表に元首相の李会昌常任顧問を指名                                                                                          |
| 24 日              | 李仁済・京畿道知事、与党・新韓国党の大統領選候補選びの党内選挙に出馬を公式に宣言                                                                                   |
| 4 月 12 日          | 韓国最高検、「韓宝」グループの金融疑惑、金大統領の側近ら 33 人の聴取へ                                                                                      |
| 18 日              | 全斗煥元大統領（無期懲役）と盧泰愚前大統領（懲役 17 年）の有罪確定<br>国民会議のナンバー2 金相賢・指導委員会議長、「韓宝」グループの金融疑惑と関連、全党大会で大統領候補の党内選挙に不出馬宣言、その代わりに鄭大哲副総裁を候補者として推薦 |
| 19 日              | 鄭大哲副総裁、第 1 野党国民会議の大統領候補の党内選挙に出馬宣言                                                                                          |
| 24 日              | 国民会議の金大中総裁、来月の全党大会で実施される総裁と大統領候補の党内選挙候補登録<br>趙淳・ソウル市長、大統領選に候補として出馬を示唆<br>金相賢・指導委員会議長、総裁選挙に出馬を宣言                            |

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 5月9日 | 重鎮・朴泰俊氏、補欠選挙に出馬表明                                                        |
| 17日  | 大検察庁、「韓宝」事件、斡旋収財容疑で金大統領次男賢哲氏を逮捕へ                                         |
| 19日  | 国民会議、金大中総裁を党大会で大統領選候補と2年任期の新任総裁に選出                                       |
| 23日  | 崔秉烈議員（前ソウル市長）、与党・新韓国党の大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言                              |
| 26日  | 李寿成顧問（前首相）、与党・新韓国党の大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言                                 |
| 6月2日 | 新韓国党の李漢東顧問、大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言                                         |
| 3日   | 与党・新韓国党の金潤煥顧問、大統領候補を選ぶ党内選挙に不出馬を宣言                                        |
| 4日   | 自民連の韓英洙副総裁、大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言<br>与党・新韓国党の代議員選出など、党内選挙体制に本格的に入る        |
| 17日  | 新韓国党の金徳龍議員、大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言                                         |
| 18日  | 与党・新韓国党の李洪九顧問、大統領選出馬を断念                                                  |
| 24日  | 自民連、党大会で金鍾泌総裁を大統領選候補に選出                                                  |
| 25日  | 与党・新韓国党、李会昌代表の辞退問題で内紛深刻化                                                 |
| 29日  | 与党・新韓国党の党内選挙、候補登録、公式選挙運動開始                                               |
| 7月1日 | 与党・新韓国党の李会昌代表、党代表職辞任と同時に大統領候補を選ぶ党内選挙に出馬を正式に宣言<br>金大統領、李満燮・元国会議長を党代表代理に任命 |
| 16日  | 与党・新韓国党の党内選挙、金ばらまき、怪文書など乱戦拡散                                             |
| 19日  | 与党・新韓国党の朴燦鍾顧問、大統領選出馬を断念                                                  |
| 21日  | 与党・新韓国党の全党大会で大統領候補に李会昌前代表が選出                                             |
| 25日  | 重鎮・朴泰俊氏、補欠選挙で当選、政界に復帰                                                    |
| 28日  | 野党・国民会議と自民連は国会で、与党・新韓国党の大統領候補である李会昌氏の2人の息子が「体重不足」で兵役を免除になった問題を迫及         |
| 8月6日 | 11閣僚入れ替え、大統領選にらみ中立型に                                                     |
| 13日  | 趙淳・ソウル市長、大統領選挙に出馬宣言                                                      |
| 20日  | 趙淳・ソウル市長、第3野党・民主党入党                                                      |
| 28日  | 第3野党・民主党、党大会で趙淳・ソウル市長を党総裁に選出                                             |

|       |                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月8日  | 趙淳・ソウル市長が市長職辞退                                                                                         |
| 11日   | 民主党、趙淳・前ソウル市長を大統領候補に選出                                                                                 |
| 13日   | 李仁済・京畿道知事、新韓国党を離党し出馬宣言                                                                                 |
| 17日   | 李仁済・京畿道知事が知事職辞退                                                                                        |
| 24日   | 金泳三大統領、新韓国党の総裁職辞退                                                                                      |
| 30日   | 与党・新韓国党、党大会で李会昌候補を新総裁に選出、総裁だった金泳三大統領を名誉総裁、党代表には李漢東顧問を選出                                                |
| 10月7日 | 新韓国党、国民会議の金大中候補の秘密資金疑惑の暴露を開始                                                                           |
| 21日   | 検察当局、金大中候補の疑惑調査を留保すると発表                                                                                |
| 22日   | 新韓国党の李会昌候補、金泳三大統領に離党要求、拒否される                                                                           |
| 11月3日 | 第1野党・国民会議の金大中総裁と第2野党・自民連の金鍾泌総裁が候補一本化の合意文に署名                                                            |
| 4日    | 李仁済・前京畿道知事が国民新党を結党、大統領候補に選出<br>朴泰俊議員、自民連に入党                                                            |
| 7日    | 名誉総裁である金泳三大統領が新韓国党離党を宣言<br>与党・新韓国党の李会昌総裁と第3野党・民主党の趙淳総裁が党合併を宣言                                          |
| 21日   | 与党・新韓国党と第3野党・民主党が合併新党を結成（ハンナラ党）、李会昌氏を大統領選候補及び名誉総裁に、趙淳氏を新党（ハンナラ党）の総裁に選出<br>政府は、国際通貨基金（IMF）への緊急金融支援要請を発表 |
| 26日   | 候補者登録を開始、22日間の公式選挙戦が始まる                                                                                |
| 27日   | 7人の候補者が登録を終える。①李会昌・ハンナラ党名誉総裁 ②金大中・国民会議総裁 ③李仁済・国民新党 ④権泳吉・国民勝利 21 ⑤許京寧・共和党 ⑥金漢植・正しい国政治連合 ⑦申正一・統一韓国党      |
| 12月1日 | 選挙法に基づく初の3候補テレビ討論会、経済失政責任論に火がつく                                                                        |
| 3日    | 政府、IMFと支援条件合意。IMFの要請で、3候補が当選後の履行約束を文書で表明                                                               |
| 7日    | 第2回の3候補合同テレビ討論会、経済失政責任論が激化                                                                             |
| 8日    | 与党の朴燦鍾顧問、電撃的に国民新党入党                                                                                    |
| 14日   | 第3回の3候補合同テレビ討論会、IMF再交渉についての責任論攻防                                                                       |
| 18日   | 選挙日                                                                                                    |
| 19日   | 国民会議の金大中候補が第15代韓国大統領に当選                                                                                |

## 2 第15代大統領選挙の主な日程

12月18日に行われた、第15代大統領選挙における統合選挙法の適用は、選挙日の前180日から候補予定者の寄付行為を禁止することから始まった。選挙日の前90日にあたる9月19日までに大統領選挙に立候補しようとする者は、公務員職を辞職しなければならない。選挙期間開始日の前10日にあたる11月16日には、選挙管理委員会は、今回の大統領選挙で使える法定選挙費用上限額を公告し、11月20～24日には、選挙人名簿を作成し、11月26、27日に候補者登録を受け付けた。候補者は、選挙日前日にあたる12月17日夜12時まで22日間の選挙運動を行った。また、選挙管理委員会は、選挙日の前10日にあたる12月8日まで不在者投票用紙を発送し、12月11日から13日まで不在者投票を実施した。

なお、選挙法に基づく主な日程は、下表のとおりである。

※法＝公職選挙及び選挙不正防止法（統合選挙法）

※規則＝公職選挙管理規則（中央選挙管理委員会制定）

| 日程                      | 内容                                 | 基準日                                | 関係法条文              |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| '97年6月21日から<br>12月18日まで | 寄付行為制限                             | 選挙日前180日から選挙日<br>まで                | 法112条              |
| 9月19日まで                 | 立候補する公務員等の辞退<br>(国会議員が立候補時は除<br>く) | 選挙日前90日まで                          | 法53条1項             |
| 9月30日(火)                | 人口数基準日(通報;10月<br>15日まで)            | 選挙日前80日に属する月<br>の末日                | 規則2条2項             |
| 10月27日から<br>11月27日まで    | 無所属候補者の推薦状検<br>認・交付                | 候補者登録申請開始日前<br>30日から候補者登録締切<br>日まで | 法48条2項、<br>規則19条   |
| 11月18日まで                | 選挙費用の制限額等公告                        | 選挙日前30日まで                          | 法122条              |
| 11月19日まで                | 投票区名称と区域公告                         | 選挙人名簿作成日基準日<br>前日まで                | 法31条3項             |
| 11月20日から<br>11月24日まで    | 選挙人名簿作成<br>不在者申告<br>不在者申告名簿作成      | 選挙日前28日から5日以<br>内                  | 法37条<br>法38条       |
| 11月22日まで                | 選挙人名簿の閲・供覧場所と<br>期間公告              | 閲覧開始日前3日まで                         | 法40条3項、<br>規則13条3項 |
| 11月23日まで                | 候補者等の放送演説利用施<br>設指定・公告             | 候補者登録申請開始日前3<br>日まで                | 法71条4項             |

|                      |                                 |                       |                 |
|----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 11月25日(火)            | 不在者申告人名簿確定                      | 不在者申告期間満了日の次の日        | 法44条            |
| 11月25日から<br>11月27日まで | 選挙人名簿の閲・供覧異議申請                  | 選挙人名簿作成期間満了日の次の月から3日間 | 法40条1項<br>規則13条 |
| 11月26日から<br>11月27日まで | 候補者登録申請(毎日午前9時～午後5時まで)          | 選挙日前22日から2日間          | 法49条、<br>規則20条  |
| 11月27日(木)            | 経歴放送原稿提出                        | 候補者登録締切日まで            | 法73条5項          |
|                      | 投票用紙掲載順位決定                      |                       | 法150条3項         |
| 11月28日まで             | 選挙人名簿(不在者申告人名簿)写本交付申請及び作成費用納付   | 候補者登録締切日の次の日まで        | 法46条<br>規則18条3項 |
|                      | 政党代理人申告                         |                       | 規則73条2項         |
| 11月30日まで             | 宣伝ビラ提出                          | 候補者登録締切日後3日まで         | 法64条2項          |
|                      | 候補者等の放送施設利用演説申請                 |                       | 法71条5項          |
| 12月3日まで              | 宣伝ビラ添付                          | 提出締切日後3日まで            | 法64条2項          |
|                      | 候補者追加登録申請(政党推薦候補者が登録期間以後死亡した場合) | 候補者登録締切日後5日まで         | 法51条            |
| 12月7日まで              | 機関、施設内の不在者投票所設置許可申請             | 選挙日前11日まで             | 法149条2項         |
| 12月8日まで              | 投票所の名称と所在地公告                    | 選挙日前10日まで             | 法147条8項         |
|                      | 不在者投票所の名称と所在地、設置、運営期間公告         |                       | 法148条3項         |
|                      | 不在者投票用紙発送                       |                       | 法154条1項         |
| 12月9日まで              | 不在者投票参観人選定申告                    | 選挙日前9日まで              | 法162条2項         |
| 12月11日(木)            | 選挙人名簿確定                         | 選挙日前7日に               | 法44条            |
|                      | 投票用紙の模型公告                       | 選挙日前7日まで              | 法152条1項         |
| 12月11日から<br>12月13日まで | 不在者投票所で投票(毎日午前9時～午後4時)          | 選挙日前7日から3日間           | 法148条1項         |
| 12月12日まで             | 投票案内文発送                         | 選挙人名簿確定日次の日まで         | 法155条1項         |
| 12月13日まで             | 開票所公告                           | 選挙日前5日まで              | 法173条           |
| 12月15日まで             | 投票事務員委嘱・公告                      | 選挙日前3日まで              | 法147条9項         |

|                          |                                          |                      |                            |
|--------------------------|------------------------------------------|----------------------|----------------------------|
|                          | 開票事務員委嘱・公告                               |                      | 法 174 条 1 項                |
| 12 月 17 日まで              | 投票所の設置                                   | 選挙日前日まで              | 法 147 条                    |
|                          | 開票所の設置                                   |                      | 規則 95 条                    |
|                          | 投票参観人選定・申告                               |                      | 法 161 条 2 項                |
|                          | 開票参観人選定・申告                               |                      | 法 181 条 2 項                |
| 12 月 18 日 (木)            | 投票                                       |                      | 法 10 章                     |
|                          | 開票                                       |                      | 法 11 章                     |
| 12 月 28 日まで              | 宣伝ビラ等作成費用保全請求                            | 選挙日後 10 日まで          | 法 66 条 8 項                 |
| '98 年 1 月 17 日まで         | 宣伝ビラ等作成費用保全                              | 選挙日後 30 日以内          | 法 128 条                    |
|                          | 選挙費用収入・支出報告書提出                           | 選挙日後 30 日以内          | 法 57 条 3 項                 |
|                          | 選挙訴訟                                     | 選挙日後 30 日以内          | 法 222 条 1 項                |
| 1 月 17 日から<br>1 月 24 日まで | 選挙費用収入・支出報告書<br>閲覧<br>時間・場所、写本交付費用公<br>告 | 報告書提出締切日から 7 日<br>以内 | 法 132 条 3 項<br>規則 57 条 1 項 |
| 1 月 18 日まで               | 当選訴訟                                     | 当選人決定日から 30 日以<br>内  | 法 223 条 1 項                |
| 2 月 25 日 (水)             | 第 15 代大統領就任                              |                      |                            |

### 3 大幅改正された選挙法

#### (1) テレビ討論会

1987 年と前回 1992 年の大統領選挙では、各候補が勢力を競うため数十万人を動員した屋外集会を各地で開いたが、今回の改正で屋外集会は一律禁止された。

屋内集会も、大都市で 2 回などと回数が制限された。かわって、有識者で構成された「大統領選挙放送討論委員会」管理による公認テレビ討論会の実施が義務づけられた。

今回の選挙の討論会は、1997 年 12 月 1 日、7 日、14 日の 3 回実施され、有力 3 候補が参加し、韓国の 3 大放送局が生放送を行った。司会者が 1 人の候補者に質問を行い、回答は 2 分以内に制限された。また、他の 2 人の候補者も 1 分以内の反論が認められた。

#### (2) 政見放送など

候補・応援者によるテレビ・ラジオ演説は、前回の 7 回から 11 回 (1 回あたり 2 分間)

に増えた。テレビ広告（1分間）は20回になった。新聞広告は、前回150回であったのが、今回は70回に減らされた。マスコミ各社が主催する候補者討論会は、無制限に認められた。

### (3) その他

改正選挙法は、選挙冊子・チラシの大きさも各1種類に限定し、配布は各陣営でなく選挙管理委員会に限っている。パソコン通信による選挙活動は合法であると明記されたが、他候補を誹謗した場合は、選挙管理委員会より制止される。候補1人あたり法定選挙費用は、前回の387億ウォンから310億4千万ウォン（約27億円）に引き下げられた。

今回の大統領選挙をめぐっては、1997年7月の与党・新韓国党（当時）の党内候補者選挙以来、マスメディアが競って討論会を主催した。世論調査結果は、討論会の出来に左右されたと言われるだけに、各陣営は、テレビ討論会に最大の力を注ぐことになった。

## 4 野党連合の合意文

年末の大統領選挙に向けて、第1野党・新政治国民会議（金大中総裁）と第2野党・自由民主連合（金鍾泌総裁）は、1997年10月31日、金大中総裁への候補一本化や議院内閣制への憲法改正の約束などを内容とする「合意文」を公式発表した。

「合意文」は、昌頭の宣言文で、金大中総裁を両党の統一候補とすると明示。続く「協約」部分では、① 統一候補が当選すれば共同政権の首相は自民連側が担当、② 閣僚任免に関する首相の発言権を保障するため新法を制定、③ 目標とする議院内閣制は、大統領を国会で間接選挙（象徴大統領制）し、首相が実権を持ち、組閣後1年間は不信任決議を禁じる「ドイツ型」、④ 1999年末までに議院内閣制への改憲を完了、⑤ 改憲後、大統領と首相のどちらを取るかは自民連が優先などとした。

選挙法に触れる可能性を排除するため表現があいまいにされているが、現実的には、金大中総裁が当選すれば金鍾泌総裁が首相となり、議院内閣制が実現すれば金鍾泌氏が優先的に象徴大統領か実権首相のどちらかを選んで就任できるというものである。

## 5 各党の動向（1990年～1997年）

### (1) 民自党

民主自由党。1990年1月22日、民主正義党（盧泰愚総裁）、統一民主党（金泳三総裁）、新民主共和党（金鍾泌総裁）の3党が合併を宣言し、5月9日第1回党大会を開いて結成された。党大会では、盧泰愚大統領を任期2年の党総裁に、金泳三、金鍾泌、朴泰俊氏を最高委員として選出した。また、盧泰愚総裁は、金泳三最高委員を代表最高委員に指名した。これで民自党は、総裁と代表最高委員及び最高委員が党を掌握する総裁中心単一指導體制をとることになった。また、1992年、金泳三代表最高委員を14代大統領選挙候補に決定、

42%の得票率で当選させ、引き続き政権与党となった。

### ① 新韓国党

1995年6月27日の地方選挙での失敗と盧泰愚前大統領が不正蓄財疑惑で拘束された事件を契機に、3党合併の残滓を清算するため、1995年12月6日に党名を民自党から新韓国党に変えた。

1996年4月11日の第15代国会議員選挙では、総議席299（地方区253、全国区46）のうち、過半数議席150を下回る139議席（地方区121、全国区18）にとどまった。選挙直後から16の無所属議員をはじめ、野党・民主党の親与党議員にも入党の働きかけを行い、過半数の確保を目指した。5月30日の時点で12名を入党させ、過半数を上回る151議席を確保した。

1997年7月21日、前例のない党内候補者選挙で李会昌氏を第15代大統領選候補に選出した。

### ② 自民連

自由民主連合。民自党を脱党した金鍾泌氏が、現役議員9名と共に1995年3月21日、議員内閣制の実現を党理念及び政策綱領として結成された政党。1996年総選挙の際、忠清道と大邱地域での大躍進により、地域区41議席、全国区9議席を確保し、第2野党に急浮上した。

1997年6月24日、党大会で金鍾泌総裁を第15代大統領選候補に選出した。

### ③ 国民新党

今回の大統領選挙（1997年12月18日）出馬のため、1997年11月4日、与党・新韓国党を脱党した李仁済・前京畿道知事が中心となって結成された政党。李仁済氏を同党の大統領候補に選出した。国民新党は大統領候補と党代表を分離し、総裁に与党・新韓国党を脱党した李萬燮・元国会議長が就任した。12月時点で国会議員7名。

### (2) 民主党

平和民主党（金大中総裁）と3党大連合の過程で連合を拒否した統一民主党（李基澤総裁）議員及び野党合併を支持してきた無所属議員が中心となり、1991年9月10日合併して誕生した政党。共同代表制による集団指導体制をとり、法的代表は金大中氏。

金大中代表を14代大統領候補に決定し、1992年の大統領選挙を戦ったが、敗れた金代表は政界引退を宣言した。

民主党は、1993年3月党大会で李基澤代表を代表最高議員に選出、李代表を中心とする集団指導体制を確立した。

1995年12月4日、革新党との合併を宣言。金元基、張乙共同代表を置き、1996年総

選挙を戦ったが、地域区 9 議席、全国区 6 議席と議席数が伸びず、第 3 野党となった。

1997 年 8 月 20 日趙淳・ソウル市長を迎え入れ、同月 28 日には党総裁に、9 月 11 日には第 15 代大統領選候補に選出した。

#### ① 国民会議

新政治国民会議。1995 年金大中前民主党代表が政界に復帰、同年 9 月 5 日「新政治国民会議」を結成。金前代表側の議員が、民主党から大挙脱党して国民会議に入党し、国民会議は第 1 野党となった。

1996 年総選挙で 79 議席（地域区 66、全国区 13）を確保し、改選前に比べ 24 議席伸ばしたが、単独で憲法の改正など重要案件の成立を阻止できる 3 分の 1 の 100 議席にはおおよばなかった。

1997 年 5 月 19 日、党大会で金大中総裁を第 15 代大統領選候補に選出した。

#### (3) ハンナラ党

1997 年、第 15 代大統領選挙のために与党と野党が合併し結成された政党。1997 年 11 月 21 日与党・新韓国党（李会昌総裁）と第 3 野党・民主党（趙淳総裁）が大田市で合併大会を開いてハンナラ党を結成、初代総裁には趙淳氏、大統領選候補には李会昌氏を選出した。新党の所属議員は 12 月時点で韓国国会（299 議席）の半分を超える 161 議席（新韓国党 150、民主党 11）であり、最大政党のメリットで第 15 代大統領選挙を目指した。

## 6 大統領任命権

大統領パワーの核心は人事権にある。国政遂行の責任者を選び、辞めさせることができる権限である。新大統領が任命できる政府の各分野の高位職人事は、どのくらいになるのか。

政府組織法、国家公務員法、政府投資機関管理基本法等により、大統領が任命権を行使する大統領直属機関と内閣、そして政府傘下団体の最高責任者級の職位は、全部で 220 である。

まず、内閣の国務総理と経済及び統一副総理、青瓦台秘書室長と長官級の首席秘書官、そして各部処の長官（級）職位が、全部で 55 である。これには勿論大統領直属機関で強大な権限を持っている監査院長と国家安全企画部長も含まれている。高等検事長をはじめとする次官（級）職位は 67 である。

しかし、次期政府は政府組織の効率化、スリム化の趨勢にあわせて組織改編を推進することを目指しており、この数値は多少流動的である。特に外交・安保部署の場合、アメリカの国家安全保障会議（NSC）のような大統領直属機構が新たにできる可能性が高い。

また、韓国道路公社、大韓住宅公社等政府投資機関の社長と監査職が 36 であり、政府傘

下機関である女性開発院（政務 2 長官室）、公務員年金管理公団（総務処）、国民年金管理公団（保健福祉部）等の団体長と監査職位が 60 である。

実は、これらの政府傘下団体長と監査院長及び監査委員、検察総長、総務処の訴請審査委員長等は、全て大統領の恣意的人事権から身分の保護を受けられるよう任期が保障されている。しかし、通常これらの職位の人事も、新政府の発足時には辞表を提出することが予測されるので、大きな意味では新たな大統領の人事権のカテゴリー内に入るとも言える。

この他に、2 級から特 1 級まで各国の大使の大部分と、5 級以上の公務員 35, 000 余名に対する任免権も形式上は大統領の役割である。しかし、事実上公職者に対する人事は、総理や部署長によって行われるので、大統領の直接的な人事権の対象ではない。

## 7 歴代大統領の在任期間及び評価

<韓国日報 12. 19>

| 大 統 領<br>在 任 期 間                               | 評 価<br>(◆功績、◇失政、★統治スタイル)           |
|------------------------------------------------|------------------------------------|
| 李承晩 (1・2・3 代)<br>1948. 7. 20～1960. 4. 27       | ◆国家形態完成 ◇長期執権、不正腐敗<br>★家父長的権威主義    |
| 尹潁善 (4 代)<br>1960. 8. 13～1962. 3. 22           | ◆民主化推進 ◇社会安定失敗<br>★合理的な民主主義        |
| 朴正熙 (5・6・7・8・9 代)<br>1963. 10. 15～1979. 10. 26 | ◆産業近代化 ◇維新独裁<br>★教祖的、企業家型          |
| 崔圭夏 (10 代)<br>1979. 12. 6～1980. 8. 16          | ◆社会混乱防止 ◇軍部勢力牽制の失敗<br>★優柔不断        |
| 全斗煥 (11・12 代)<br>1980. 8. 27～1988. 2. 24       | ◆物価等、経済安定 ◇政権正統性の毀損<br>★猪突的な解決師型   |
| 盧泰愚 (13 代)<br>1988. 2. 25～1993. 2. 24          | ◆平和的な政権交替◇秘資金など権力の腐敗<br>★消極的な状況適応型 |
| 金泳三 (14 代)<br>1993. 2. 25～1998. 2. 24          | ◆過去非理の清算 ◇経済難国の招来<br>★勝負師的な独善型     |

## 8 公約でみた金大中政府の主要な政治日程

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1998 年 2 月末 | 内閣制改憲推進委の設置           |
| 1998 年中     | 離散家族の再会及び手紙往来の実現      |
| 1999 年中盤    | 経常収支の黒字実現、IMF 管理体制の克服 |

|           |                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1999 年末   | 内閣制に憲法改定                                                                       |
| 2000 年    | 内閣責任制の実施<br>文化予算の政府予算対比 1%以上の確保<br>小・中・高校でコンピュータ科目を正規科目に採択<br>小学校の 2 部制授業の完全解消 |
| 2000 年代初盤 | 1 人当国民所得 3 万ドル達成                                                               |
| 2002 年    | 住宅普及率 100%に増大<br>中学校まで無償教育の拡大                                                  |
| 2005 年    | 観光振興基金 1 兆ウォン造成<br>首都圏の都市鉄道を 1000 k m水準に拡張                                     |

## 9 無効票

中央選挙管理委員会によると、無効票は、1、2 位候補間の票差より多かつたことが明らかになった。

1 位の金大中候補と 2 位の李会昌候補間の票差が 39 万 557 票で、無効票はこれより 1 万票余り多い 40 万 195 票であった。

1992 年の第 14 代大統領選挙の際の 31 万 9,761 票より 8 万余票増えた数値である。代表的な無効票は、投票所に配置された起票用道具の代わりに自分の印鑑で支持候補の投票欄に表記したケースであり、全体無効票の 80~90%を占めていると言われている。

選管委の関係者は、「投票者の錯覚や失敗で発生する無効票は、主権行使自体を放棄した棄権票とは異なって惜しい票だ」とし、「正しい投票要領の積極的な広報の必要性を痛感した」と述べた。

## 10 金大中当選者の会見要旨

大統領選挙で大接戦の末、当選した野党・国民会議の金大中当選者は、12 月 19 日午前、ソウル市内の国会議員会館で記者会見し、「国民の和解と団結」を訴えるとともに、経済再建のための国際通貨基金（IMF）との合意を遵守することを表明した。また、北朝鮮との首脳会談の可能性についても触れている。金大中当選者の会見要旨は、次のとおりである。

### ◇ IMF 支援問題、経済政策

経済改革を断行して、IMF の支援なしでもやっていけるだけの強い経済力をつくりたい。もちろん IMF との合意は守る。そのための関連法案を国会で通過させたい。IMF 側とも近いうちに連絡をとりたい。IMF 支援下での経済改革は、苦痛に満ちていようが、

歩まねばならぬ道だ。われわれの経済力を強化する契機にしていかなければならない。徹底した市場経済政策をとり、韓国市場を開放していく。外国人の市場参入には、自由を保障したい。国内的には、心配されている大失業を避けるよう努力しなければならない。その一方で、中小企業も守る考えだ。経済難局の打開については、現政権と緊密な連絡をとりつつ、国民とともに解決に努力を努めていく。

#### ◇ 外交

クリントン米大統領とは本日電話で話す。橋本首相からは祝電をいただいた。東北アジアの安定と韓半島（朝鮮半島）の平和のためには、米国などとの相互信頼が不可欠。また、周辺国との緊密な対話が必要である。

#### ◇ 対北朝鮮政策

強力な軍隊を作り、北には対応していく。周辺 4 か国との協力も進めていく。朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）による軽水炉支援も支障なく行いたい。北とは、直接対話を進めて行きたい。中断したままの南北基本合意書の履行を求める。また、南北基本合意書に基づいた対話を提案する。われわれの未来はこれにかかっている。特使交換など、まず交流と協力、統一はその後に進めて行く。必要であれば、金正日（総書記）との首脳会談を提案する。

#### ◇ 地域感情問題

韓国に差別を根付かせないよう、地域対立の解消に努めなければならない。投票の結果をみれば、地域により支持が偏っているかもしれない。しかし、私自身は慶尚道の人々から支援を受けたし、百数十人の学者が地域感情解消を求める署名をしてくれた。今後、地域感情は解消していくだろう。

### 11 金大中候補の主な選挙公約

| 分野                    | 主な公約内容                                                                                                        |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IMF克服<br>及び世界5強<br>進入 | IMF 1年半内克服。6~7%成長。物価 3%。公共料金消費者審査制導入。韓国銀行独立保障。IMF管理期間に金融实名制留保。实名制代替立法制定。家電製品特別消費税廃止。直接税比率引上げ。                 |
| 政治・行政                 | 腐敗防止法制定。特別検査制導入。海外滞留者選挙権保障。政治報復防止法など（3禁法）制定。国会予決委常設化。政府機構縮小及び民間移譲。主な公職者人事聴聞会。不拘束捜査原則遵守。大赦免断行。内務部廃止。地方行政二段階縮小。 |

|             |                                                                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術・情報及び中小企業 | 研究開発投資G N P 5%確保。大田市に国際技術市場設置。信用貸出し拡大。技術人力開発費税制控除拡大。中小企業専門T Vチャンネル確保。固有領域保護。2 万のベンチャー企業育成。                                                                                       |
| 農 漁 村       | 負債元金償還猶予利子軽減。構造改善事業投資期間延長。米 100%供給。災害被害報償拡大及び営農傷害保険導入。畜産専業者育成。周辺国と漁業協定改正。                                                                                                        |
| 国 土 開 発     | 2002 年住宅普及率 100%達成。永久賃貸住宅 20 万戸建設。新婚夫婦公共賃貸住宅入居権付与。グリーンベルト環境影響評価後再調整。長期未執行都市計画施行。                                                                                                 |
| 交 通         | 首都圏都市鉄道 1000 km 拡張及び輸送分担率 50%維持。バス高級化。地下鉄とバス料金合併。慶尚南道梁山郡、京畿道平澤市などに内陸コンテナ基地と貨物複合ターミナル設置                                                                                           |
| 労使雇用        | 整理解雇要件強化。非定期職勤労者の労働法適用と社会保険恵沢。労組政治活動保障。雇用保険と産業災害保険合併。                                                                                                                            |
| 環 境         | 上水源保護地域住民被害報償制導入。大気環境基準強化。大都市自動車清浄燃料使用義務化。                                                                                                                                       |
| 教 育         | 教育財政G N P 6%確保。2002 年中学無償教育実施。学院以外の私教育廃止検討。ソウル大を大学院中心大学に転換。初等（小学）教育 1 年短縮。中等学校合併推進。修能試験レベル調整。地方大学生のための人材地域割当て制導入。学生選抜権の大学完全委任。大学編入学の機会拡大。幼児教育の公教育化。5 歳児童のための幼児学校設置と無償教育。教員報酬値上げ。 |
| 文化・福祉       | 検閲制廃止。文化部独立。政府文化予算 1%確報。広報処廃止。社会開発 5 ヶ年計画樹立。福祉予算毎年 30%増額。医療保険合併。全国健康保険導入。公的年金制度合併。敬老年金制拡大。障害人生計補助手当を 10 万ウォンに値上げ。                                                                |
| 女性・青少年      | 選挙時比例代表制配分 30%割当。政府委員会参与比率 30%を維持。公共部門女性比率 20~30%割当。男女分離号俸制廃止。産前休暇 12 週拡大。幼児休職手当制度化。有給胎児検診休暇制度。選挙権基準年齢を 19 歳に調整。                                                                 |
| 国 防         | 職業軍人報酬を大企業の 90%水準に値上げ。階級別定年延長。兵士などの医療保険保障。職業軍人我家づくり支援。                                                                                                                           |
| 統一・安保       | 南北基本合意書を基礎に南北関係改善。集権 1 年内離散家族の再会及び手紙往来を実現。南北軽水炉協議手続きを簡素化。南北韓放送の開放推進。東北アジア多者安保協力体制推進。                                                                                             |

## 12 新政権の「100大課題」

—— 大統領職引受委員会発表（1998年2月12日）

韓国の次期政権関係者で構成される政権引受委員会は、1998年2月12日、新政権が優先して取り組む内政・外交にわたる「100大課題」を発表した。

「100大課題」は、同委員会が金大中次期大統領の指示を受けて、各省庁の報告を基に作成したものである。100の課題を挙げ、それぞれに具体的な計画を付けており、これが2月25日に発足する金大中政権のガイドラインとなる。

発表によると、南北関係改善のための政策として、1992年に締結されたものの現在は空文化している「南北基本合意書」の履行が真っ先に掲げられた。これを北朝鮮に提案し、必要な時には首脳会談を推進するとしている。

また、「4者会談」については、「南北当事者による解決構図に転換」とし、米中だけでなく日本とロシアも加えた4か国が保障・支援する平和体制を、南北主導で構築すると明示した。これにより、新政権発足後の3月にジュネーブで開催予定の「4者会談」第2回本会議が、これまでとは異なる展開を見せる可能性が高まった。

北朝鮮に対する軽水炉支援については、韓国と米国、日本、欧州連合（EU）による「合理的分担」を提言、米国とEUにも建設費負担を求める姿勢を示した。

この他、北朝鮮に対する人道的食糧支援や経済協力、南北離散家族の再会、南北間の交通・通信網の復元、スポーツ行事の交互開催や国際大会への共同参加などを打ち出し、南北交流・協力のための手続き緩和も明示した。

「100大課題」の内容は広範囲にわたるもので、経済危機を反映して、40項目が経済分野に充てられている。大統領が直接主催する「貿易・投資促進戦略会議」の設置をはじめ、物価抑制、情報通信産業の育成などが盛り込まれた。外交面でも、「経済・通産外交の強化」を第一とし、経済危機打開を最大目標にしている。

「100大課題」の主な骨子は次のとおりである。

### － 経済分野（40課題）－

#### ◇ 経済安定と再跳躍の土台用意

- 1 大統領主催「貿易・投資促進戦略会議」設置運営
- 2 競争促進と流通構造の画期的改善で物価安定基盤構築
- 3 金融機関の競争を促進し、健全性監督を強化
- 4 大企業の構造調整を促進し、強い企業へ誘導
- 5 中長期中心に外債構造を改善し、投機性資金対応努力を強化
- 6 租税の透明性と効率性を向上し、納税者の便宜を増進
- 7 財政支出の効率性向上のための財政制度をゼロベース基準で改革
- 8 民営化の競争促進で公企業の経営革新誘導

- ◇ 21世紀、情報化社会の準備
  - 9 情報化を促進して1人の1PC誘導
  - 10 情報通信人材養成及び戦略的核心技術の開発
  - 11 多チャンネル化時代の開幕及びデジタルTV放送試行
- ◇ 科学技術の振興と産業の体質改善
  - 12 国家科学技術研究事業の効率性向上
  - 13 基礎科学振興と科学技術人の優待政策強化
  - 14 中小企業及びベンチャー企業を経済発展の主役に育成
  - 15 知識集約産業の育成と伝統産業の高付加価値化誘導
  - 16 技術革新を通じた成長潜在力拡充
  - 17 気候変動条約に積極的に対処及びエネルギー節約施策強化
- ◇ 公正な競争の枠を用意して経済正義実現
  - 18 市場構造を競争型に改編
  - 19 専門化と信頼を受ける大企業像への誘導
  - 20 公正な取引秩序の確立と消費者保護強化
- ◇ 農業生産者と消費者が恩恵を受ける農政改革
  - 21 主要穀物の安定的供給と食糧管理制度改善
  - 22 農産物流通構造の画期的改善
  - 23 農林水産関連組織の縮小、調整で効率性向上
  - 24 農業政策金融を統合して資金運営の効率性向上
  - 25 農業の生産性を高めることができる構造改編推進
  - 26 農漁家負担軽減など農漁業人の福祉増進支援
- ◇ 海洋資源の活用で海洋富国実現
  - 27 海洋管理強化と海洋資源の積極的開発
  - 28 海洋環境保全と海洋安全確保
  - 29 海運、港湾産業の競争力強化
  - 30 水産業の構造調整と漁村の体系的開発
- ◇ 労・使・政が共に協力する社会
  - 31 失業者支援を強化し、職業訓練の内容充実
  - 32 労働市場の柔軟性向上
  - 33 勤労者福祉強化と産業災害保障、雇用保険制も整備
  - 34 労・使・政同伴関係の構築と生産的労働文化の定着
- ◇ 国土の効率的利用と交通政策の先進化
  - 35 地域の均衡開発と土地供給の拡大
  - 36 基幹交通施設拡充及び大衆交通の活性化
  - 37 水資源開発拡大で水不足に対応

- 38 住宅普及率 100%達成で国民住居生活安定
- 39 開発制限区域を合理的に改善
- 40 大型国策事業の効率的な管理

－ 統一・外交・国防（20 課題）－

◇ 平和統一への基盤造成

- 41 南北基本合意書の履行で南北関係改善の基盤づくり
- 42 政・経分離の原則で南北経済協力を積極的に推進
- 43 民族同質性回復のための社会文化交流協力の活性化
- 44 離散家族再会及び文通の早期実現
- 45 南北韓主導の韓半島平和体制の構築
- 46 対北朝鮮軽水炉事業の円滑な推進
- 47 国民的合意と支持を土台に統一政策推進

◇ 国益の極大化のための能動的な外交活動展開

- 48 IMF 危機克服のための経済・通商外交の強化
- 49 周辺 4 国との未来指向的友好協力関係樹立
- 50 外交部間の効率性向上
- 51 世界化に対応した汎国民的外交力量の拡大
- 52 在外同胞の指導的役割と自助努力支援

◇ 丈夫な国防；信頼を受ける軍隊確立

- 53 確固たる韓・米安保協力の維持及び多者間安保協力体制発展
- 54 国家危機管理能力強化のための体制整備
- 55 軍人事の公正性を向上して軍の士気と福祉を増進
- 56 軍構図改編で戦闘態勢強化
- 57 透明で合理的な防衛力改善及び軍需調達推進
- 58 社会指導層が率先する公正な兵役制度づくり
- 59 国民の便益増進及び権益保護で「国民の軍隊像」確立
- 60 報勳家族と参戦除隊軍人に対する名誉宣揚及び福祉支援強化

－ 教育・文化・福祉・環境（20 課題）－

◇ 学生、教員、父兄が満足する教育サービス提供

- 61 学生中心の教育で自己主導的学習能力及び多様性を向上
- 62 父兄の塾費（私教育費）負担軽減推進
- 63 教員勤務条件改善及び人事制度改善を通じた優秀教員の確保
- 64 教育部間の効率性向上及び教育自治の基盤造成
- 65 産業需要に合う産業教育体制の構築

◇ 国民の文化欲求充足

- 66 文化芸術創作活動を活性化し、享受機会を拡大
- 67 文化と観光産業を育成して 21 世紀文化強国を建設
- 68 国民の生活体育を振興し、国際競技大会の開催成功
- 69 青少年が夢と希望を成し遂げる健康な社会建設
- 70 世界化時代に相応した先進放送体制構築

◇ 生活の質を高める福祉行政の改善

- 71 低所得層、老人、障害者など社会的脆弱階層に対する福祉拡大
- 72 国民健康保障のために医療保険制度を改善
- 73 老後生活保障のために国民年金制度を改善
- 74 事前予防的健康管理体系の強化と食品医薬品の安全性確保
- 75 健全な家庭儀礼及び飲食文化の定着

◇ きれいで清潔な環境保全

- 76 澄んだ水の供給のための上水水源水質改善
- 77 親環境的生産体制確立及び先端技術開発支援
- 78 開発と保全を調和させ持続可能な社会基盤構築
- 79 大都市空気汚染改善
- 80 廃棄物管理体系の合理化

— 政務・法務・行政（20 課題） —

◇ 男女が平等に仕事をする社会

- 81 男女平等社会の構築のための差別的制度、慣行の改善
- 82 女性の雇用促進及び地位向上

◇ 人権が尊重される法治社会

- 83 人権保障及び司法サービスの画期的改善
- 84 検察・警察の政治的中立保障
- 85 自治警察制の導入など治安能力強化
- 86 学校暴力及び民生侵害犯罪に積極的に対処
- 87 生命を重視する交通事故防止体系の構築

◇ 地域住民に良質な行政サービスの提供

- 88 地方自治体の自律性と住民の直接参政制度拡大
- 89 地方行政の階層構造改編と組織縮少推進
- 90 地域間の紛争調整機能強化
- 91 地方財政拡充と地方税制の全面的改編
- 92 地方所在企業の競争力強化支援
- 93 災難管理体系の画期的改善

- 94 民間運動の体系的推進と支援強化
- ◇ 中央政府の競争力強化
  - 95 不合理な行政規制の果敢な撤廃
  - 96 政府組織及び人事管理に企業経営方式導入
  - 97 政府機能の民間・地方委譲拡大及び一線機関整備
  - 98 競争とインセンティブ制導入などで公職社会の生産性向上
  - 99 政策実名制と公開拡大で開かれた政府実現
  - 100 監査方向を予防・積極的行政の助長に転換

## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

| NO      | タ イ ト ル                              | 発刊日        |
|---------|--------------------------------------|------------|
| 第 167 号 | 大韓民国の第 15 代大統領選挙について                 | 1998/6/25  |
| 第 166 号 | オーストラリアにおける高齢者福祉                     | 1998/6/10  |
| 第 165 号 | シンガポールの産業政策                          | 1998/5/15  |
| 第 164 号 | フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)          | 1998/5/15  |
| 第 163 号 | フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)          | 1998/5/15  |
| 第 162 号 | オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について        | 1998/4/15  |
| 第 161 号 | 自治体による国際協力への支援－欧州の現状－                | 1998/3/27  |
| 第 160 号 | タイの行政制度－地方の行政を中心に－                   | 1998/3/5   |
| 第 159 号 | トロント地域の現状と変革の動き                      | 1998/2/25  |
| 第 158 号 | 欧州連合における廃棄物処理の現状                     | 1998/2/25  |
| 第 157 号 | インドネシアの地方行政                          | 1998/2/20  |
| 第 156 号 | 韓国における地方自治の情報化                       | 1998/2/20  |
| 第 155 号 | アメリカの救急制度と航空救急                       | 1998/2/6   |
| 第 154 号 | ソウル市の交通総合対策                          | 1997/12/10 |
| 第 153 号 | アメリカにおける自然保護政策                       | 1997/12/5  |
| 第 152 号 | スポーツ施設と地域政策                          | 1997/11/28 |
| 第 151 号 | カリフォルニア州サンディエゴ郡 レイクウッド市 (米国地方自治の現場Ⅳ) | 1997/11/28 |
| 第 150 号 | チェコの地方自治                             | 1997/11/20 |
| 第 149 号 | 韓国の市・郡統合問題                           | 1997/10/30 |
| 第 148 号 | アメリカの福祉改革                            | 1997/10/15 |
| 第 147 号 | 韓国 仁川国際空港建設計画について                    | 1997/8/25  |
| 第 146 号 | オーストラリアの公務員制度概説 (2) (地方自治体)          | 1997/6/20  |
| 第 145 号 | オーストラリアの公務員制度概説 (1) (州政府)            | 1997/6/20  |
| 第 144 号 | 英国の文化政策                              | 1997/5/20  |
| 第 143 号 | 米国社会と移民政策の現状                         | 1997/5/15  |
| 第 142 号 | 英国の 1996 年統一地方選挙                     | 1997/4/30  |
| 第 141 号 | 米国の公教育改革とチャータースクール－公教育の選択・分権・民営化     | 1997/3/31  |
| 第 140 号 | デンマークの地方行財政制度－地方分権を支える税財制度の概要－       | 1997/3/24  |
| 第 139 号 | 1996 年米国大統領選挙                        | 1997/3/24  |
| 第 138 号 | シンガポールの教育制度                          | 1997/3/17  |
| 第 137 号 | グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案             | 1997/3/17  |

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい